

平成 2 9 年 度
財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書

市 民 プ ー ル

[指 定 管 理 者]

シ ン コ ー ス ポ ー ツ ・ ア ズ ビ ル 共 同 事 業 体

あ き る 野 市 監 査 委 員



あ 監 発 第 5 7 号

平 成 3 0 年 3 月 2 7 日

あきる野市長 澤 井 敏 和 殿

あきる野市監査委員 青 木 豊

あきる野市監査委員 天 野 正 昭

平成29年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

第1 監査の根拠

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の種別

財政援助団体等監査（公の施設に係る指定管理者監査）

第3 監査の対象

監査対象団体：シンコースポーツ・アズビル共同事業体（指定管理者）

監査対象課：教育部スポーツ推進課（所管課）

監査対象施設：市民プール

第4 監査の範囲

主として平成28年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

第5 監査の期間

平成29年12月11日から平成30年2月23日まで

（監査委員による説明聴取実施日 平成30年1月29日）

第6 監査の方法

指定管理者及び所管課に係る関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、その他必要と認められた方法により、次に掲げる事項を監査の主眼として、監査を実施した。

1 指定管理者

- （1）施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- （2）協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- （3）利用料金の設定は適正に行われているか。
- （4）公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。
- （5）公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備、記帳は適切か。
- （6）市との協議、通知、各種報告は協定等のおりに行われているか。
- （7）利用促進のための努力はなされているか。

2 所管課

- （1）指定管理を導入した目的、趣旨は生かされているか。

- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令等に基づき適正に行われているか。
- (3) 協定等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (4) 利用料金の承認手続きは適正に行われているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、適正に行われているか。
- (6) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
- (7) 指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
- (8) 施設の利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第7 監査対象の概要

1 対象施設の概要

名 称	市民プール
所在地	あきる野市原小宮 353 番地
竣 工	平成 8 年 7 月 (屋外 昭和 56 年 7 月)
構 造	鉄筋コンクリート造
階 数	地上 2 階建
敷地面積	56,389 m ²
延床面積	6,692 m ²
駐車台数	約 140 台
施設内容	1 階 屋内水泳場(25mプール)、事務室、更衣室、ロビー等 2 階 観覧席、機械室等 屋外 屋外水泳場(25mプール、流水プール、幼児用プール、スライダー着水プール)、トイレ、機械室等

2 指定管理者の概要等

- (1) 名 称 シンコースポーツ・アズビル共同事業体
代表団体 シンコースポーツ株式会社
構成団体 アズビル株式会社

(2) 代表団体の概要

名 称	シンコースポーツ株式会社
住 所	東京都中央区日本橋堀留町 2-1-1
資 本 金	1 億円

従業員数 正社員 350 人、契約社員 203 人、アルバイト 2,393 人
(平成 29 年 3 月現在)

設立年月日 昭和 53 年 11 月 2 日

(3) 指定管理導入の目的、趣旨

市民プールの管理に関して民間事業者の能力を活用しつつ、本施設の利用者の利便を向上させ、もって市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与する。

(4) 指定管理者選定経緯

平成 26 年

6月24日 社会教育関係施設部会による検討

9月 4日～10日

あきる野市指定管理者選定委員会委員への意見聴取（審査要領等）

9月12日 指定申請書の提出期限

9月24日 指定管理者審査要領等の決定

9月24日 あきる野市指定管理者選定委員会への諮問

10月 3日 あきる野市指定管理者選定委員会による指定管理者の候補者の選定

10月 3日 あきる野市指定管理者選定委員会からの答申

10月28日 あきる野市教育委員会による指定管理者の候補者の決定

(5) 指定管理業務期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(6) 指定管理料（決算額）

(単位：円)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
55,810,380	53,761,952	57,958,621	56,723,760	56,680,920

(7) 業務内容

- ア 施設の利用承認等及び利用料の徴収に関すること。
- イ 利用承認の変更及び取消しに関すること。
- ウ 施設の利用に伴う利用者への便宜の寄与に関すること。
- エ 施設、設備及び物品等の維持管理及び安全に関すること。
- オ 施設の簡易修繕に関すること。
- カ スポーツ事業に関すること。
- キ 管理運営に関し、教育委員会が必要と認めること。

(8) 人員配置

屋内プール

総括責任者 1 人、管理事務 1 人、プール責任者 1 人、監視スタッフ 3 人

屋外プール

通常期 プール責任者 1 人、監視スタッフ 14 人

繁忙期 プール責任者 1 人、監視スタッフ 16 人

閑散期 プール責任者 1 人、監視スタッフ 12 人

(9) 施設利用状況

	平成23年度 (直営時)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
開館日数(日)	307	320	320	335	335	335
利用料金(千円)	9,620	13,142	11,992	10,932	10,868	11,023
利用者数(人)	61,134	77,811	76,339	68,603	69,520	72,198
屋内プール(個人)	26,101	30,690	28,521	30,256	30,595	33,127
屋内プール(団体)	10,493	10,504	9,249	10,045	9,157	9,566
屋外プール(個人)	24,540	36,617	38,569	28,302	29,768	29,505

※平成24年度より指定管理者制度を導入。

第8 監査の結果

市民プールの管理状況について、「第6 監査の方法」に掲げた主眼に基づき監査した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。ただし、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

なお、平成28年度における施設の利用料及び利用者数が、前年度と比較して増加していることを評価するとともに、自主事業において、市民のニーズに対応した事業を実施し、利用者の満足度も高く利用者数の増加に繋がっていることは、当該事業の趣旨に貢献していることを申し添える。

1 各種報告書について

事業報告書、日次報告書及び月次報告書の提出について、協定書には提出の期限が定められているが、報告書に日付の記載がなかった。提出期限内に作成及び提出されたものであることを明確にするために、今後の提出に当たっては日付を記載されたい。

また、提出された事業報告等のうち、担当課の收受及び供覧の処理がされていないものが一部見受けられた。担当課においては、各種報告書の内容を精査し、指定管理者の適正な管理運営を確認していることを明確にするため、適切な事務処理に努められたい。

(指定管理者、所管課)

2 利用料収入の報告について

利用料収入について、1日の収入金と日次収入報告書を確認し、各日の収入金が月次報告書に集計され、年間の報告書が正しく作成されていることを確認

したところであるが、あきる野スポーツカード精算による還付処理が発生した月における月次報告書に当該還付に係る記載がなかった。

収入金額に誤りがないことは確認できたが、収入報告書は収入内訳等の詳細を明らかにするためのものであることから、今後同様の処理が発生した際には、月次報告書においても記載されたい。

(指定管理者、所管課)